

# 滋賀県市町対話システムに関する申合せの考え方

## (目的)

第1条 この申合せは、滋賀県市町対話システムに関し必要な事項を定め、対等なパートナーとしての県と市町のより適切な連携・協力関係を構築し、県と市町の協働による自治の創造に資することを目的とする。

## 【考え方】

県と市町の対話システムをめぐるこれまでの経過と、分権時代における県と市町のあり方を踏まえるときに、応答性、実効性、透明性などに留意した対話システムを通じて、対等なパートナーとしての県と市町のより適切な連携・協力関係を構築することを目的として定めています。

## (定義)

第2条 この申合せにおいて「滋賀県市町対話システム」(以下「対話システム」という。)とは、県政の基本的な政策を立案する過程において、市町からの意見の提出および提案の機会を確保し、これらに的確に応答する手続ならびに自治の基本に関わる重要な事項について、県および市町が双方向で議論する手続をいう。

## 【考え方】

この申合せに定める「滋賀県市町対話システム」とは、県と市町の間で議論する次の手続(ルール)を総称したものを言います。

- ・ 県政の基本的な政策を立案する過程において、市町からの意見の提出および提案の機会を確保し、これらに的確に応答する手続
- ・ 県および市町がその共通する自治の基本に関わる重要な事項について議論を深める手続(「滋賀県自治創造会議の設置について」第1条)

(対象)

第3条 対話システムの対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市町の事務に影響を及ぼすと考えられる県行政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定または改廃
- (2) 県の長期構想、県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定（迅速性または緊急性を要するものを除く。）
- (3) 県および市町に共通する自治の基本に関わる重要な事項

【考え方】

対話システムの対象は、(1)～(3)の3つとしています。

具体的な案件が対話システムの対象となるか否かは、第1条に定める目的を念頭に、案件の性格、内容、市町との関わりの程度などを踏まえ、県と市町それぞれの各担当部課が判断し、また、その判断の説明責任を負います。

- (1) 市町の事務に影響を及ぼすと考えられる県行政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定または改廃
- (2) 県の長期構想、県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定（迅速性または緊急性を要するものを除く。）

- ・ 「滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱」第3条の考え方を参考に定めています。

第3条 県民政策コメント制度の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 県の長期構想、県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定
- (2) 県行政に関する基本方針を定め、または県民に義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。第11条第3項において同じ。）の制定または改廃に係る案の策定（迅速性または緊急性を要するものおよび軽微なものを除く。）

第3条の考え方（「滋賀県県民政策コメント制度の手引き」平成15年3月）

- (a) 具体的な案件が、この要綱の対象であるか否かは、意思表示を行う行政機関が、この要綱の趣旨に基づいて判断し、また、その判断の説明責任を負います。
- (b) 「県行政のそれぞれの分野における施策展開の基本方針その他基本的な事項を定める計画」とは、『男女共同参画推進計画』や『環境総合計画』、『湖国農林水産プラン』など、全県域を対象として将来の県の施策展開の基本方針や進むべき方向その他基本的な事項を定める計画のことをいい、構想、指針、基本的考え方など名称を問いません。なお、国の計画等との整合を図るため策定に関して県の裁量の余地の少ない計画、特定地域を対象とした計画や個別の事業実施計画等を除きます。

(c) 「県行政に関する基本方針を定め……ることを内容とする条例」とは、『行政手続条例』や『情報公開条例』のように県政全般についての基本理念や基本方針などを定める条例のことをいいます。

< 中略 >

(f) 「迅速性または緊急性を要するものおよび軽微なもの」については、例えば、県民等の生命、健康や琵琶湖の水質を守るために、緊急に条例案を議会に提案しなければならない場合や、意見提出手続が重複する場合、条項ずれの修正のように変更部分が極めて軽微な場合など、費用対効果の面において、最低限の例外規定を設けることとします。この例外規定については、政府の同種制度においても同様の規定があります。なお、この要綱に定める手続を経なかったものについては、第11条第3項においてその理由を公表することとします。

- ・ 「市町の事務に影響を及ぼすと考えられる」とは、市町への義務づけが生ずる場合に限らず、市町に何らかの影響を及ぼすものであれば広く対象になります。

### (3) 県と市町に共通する本県の自治の基本に関わる重要な事項

- ・ 自治創造会議の対象事項として、申合せで定められているものであり、例えば、次のようなものが対象になります。
  - ・ 地方分権改革の推進の下での地方自治制度の充実強化に関するもの  
(地方財政制度改革や、国と地方との役割分担など)
  - ・ 公共サービスのあり方(協働)に関するもの
  - ・ 地域バランス、エリアデザインに関するもの
  - ・ 個別施策で県および市町双方に影響があるもの

滋賀県自治創造会議の設置について(平成18年(2006年)12月26日)

(設置の趣旨)

第1条 本格的な地方分権時代を迎え、県と市町の協働による本県独自の自治の創造に向けて、県と市町に共通する本県の自治の基本に関わる重要な事項について、双方向で議論できる場として、滋賀県自治創造会議(以下「会議」という。)を設置する。

《参考》これまでの自治創造会議での議論

- (第1回)「新分権改革における県と市町」と題する学識経験者からの話題提供を踏まえた議論
- (第2回)「地域防災について」  
「県の基本構想について」

(手法)

第4条 対話システムの手法は、原則として、次に掲げるものとする。

- (1) 担当部課における文書往復、説明会の実施または協議会その他の検討の場の設置
  - (2) 副知事および県の担当部局長ならびに副市町長を構成員とする滋賀県・市町調整会議（以下「県市町調整会議」という。）の開催
  - (3) 知事および市町長を構成員とする滋賀県自治創造会議（以下「自治創造会議」という。）の開催
- 2 県および市町は、事案の内容を踏まえ、前項各号のいずれかまたは複数を組み合わせて実施する。

【考え方】

対話システムの手法を、担当部課レベル、県市町調整会議、自治創造会議の3つからなるメニュー方式で定めています。

案件の性格、内容などに応じて、担当部課レベルから始めるものだけでなく、過去の権限移譲の手續の際に見られるように、副知事・担当部局長 - 副市町長間の県市町調整会議からスタートするものや、知事 - 市町長間の自治創造会議からスタートするものもあると考えられます(メニューを示し、適時適切にその組合せや順番を考えていただくものです。)

(1) 担当部課における文書往復、説明会の実施または協議会その他の検討の場の設置

- ・ 担当部課レベルでの手續を定めています。
- ・ 担当課レベルでは、システムとしての実効性や使いやすさを考慮し、現に行われている市町からの意見聴取の様々な手法を、書面主義、説明会主義、メンバーシップ主義に基づき、文書往復、説明会の実施、協議会その他の検討の場の設置の3類型で整理しています。
- ・ 現に担当部課において行われている取組に対話システムにより新たな手續を加えるというものでなく、第1条に定める目的を念頭におき、従前からの取組を一層進め、徹底しようとするものです。

現に担当部課において行われている取組の事例については、別添「担当部課における取組事例」を参照

- ・ 担当部課は、～ の手法のいずれか、または複数を組み合わせて手續を進めることとなります。
- ・ なお、～ のほかに、案件によっては、必要に応じて担当部課レベルでの調整の場を設けることも考えられます。

(2) 副知事および県の担当部局長ならびに副市町長を構成員とする滋賀県・市町調整会議（以下「県市町調整会議」という。）の開催

- ・ 県市町調整会議は、第3条各号に掲げる県の計画等および県と市町に共通する自治の基本に関わる重要な事項について、副知事・担当部局長と副市町長の間で、調整を図ることを目的に、自治創造会議よりも実務に即した高度な判断の中で議論を深める場として開催するものです。
- ・ 県市町調整会議は、副知事 - 副市町長(いわゆるナンバー2)を構成員とするものであり、担当部課レベルでの調整がつかない事案等について開催するものです。

(3) 知事および市町長を構成員とする滋賀県自治創造会議（以下「自治創造会議」という。）の開催

- ・ 自治創造会議は、第3条各号に掲げる県の計画等および県と市町に共通する自治の基本に関わる重要な事項について、県、市町それぞれの最高責任者である知事と市町長の間で、大局的な視点に立った議論を深める場として開催するものです。

( 県からの意見聴取 )

- 第 5 条 県は、第 3 条第 1 号および第 2 号に掲げるもの（以下「計画等」という。）の立案をしようとするときは、対話システムによりあらかじめ市町に計画等の案を示し、意見をきくものとする。
- 2 県は、前項の規定により計画等の案を示すときは、併せて当該案の作成趣旨、目的および背景その他参考となる資料を提供するよう努めるものとする。

【考え方】

計画等の立案をしようとするとき、県が市町へ意見をきくことを定めています。

なお、その手法は、第 4 条第 1 項各号に定めるいずれかまたは複数を組み合わせて実施します。

対話システムは、県の計画等の立案過程において案を市町へ提示し、最終決定までのプロセスと県の考え方を市町と早い段階で共有し、議論を深めようとするものであり、また、「応答性」の観点から、意見聴取の時期については、市町が計画等の内容を知り、それに意見を提出した場合、必要な反映が可能な時期である必要があります。

したがって、県が意思決定を行う直前に行う県民パブリックコメント制度の実施より前に手続を始めることとなります。

なお、市町の意見を反映する機会として最も効果的であると思われるタイミングが計画等により異なると思われるので、それぞれの担当部課において判断することとなります。

県議会との関係については、対話システムは、市町からの意見の提出、提案の機会を確保し、県と市町の対等な議論を進めるためのルール(手続)であり、従前の取扱いを変えようとするものではありません。

対話システムの対象のうち特に第 3 条第 1 号および第 2 号に掲げる県の計画等については、県議会や県民に対して示す案の前段階のものであり、県議会等への報告のタイミングは従前のおりと考えられます。案件によって様々なタイミングが考えられ、幅広く柔軟に対応する必要があります。

第 2 項は、「滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱」第 4 条第 2 項を参考に定めています。

第 4 条 実施機関は、前条各号に掲げるもの（以下「計画等」という。）の立案をしようとするときは、あらかじめ、計画等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めなければならない。

(1) 当該計画等の案を作成した趣旨、目的および背景

(2) 当該計画等の案の概要

(3) 当該計画等の案に関連する次の資料

ア 根拠法令

イ 計画の策定および改定にあつては、上位計画の概要

ウ 当該計画等の案の実現によって生じることが予測される影響の程度および範囲

エ 当該計画等の案を立案するに際して整理した論点

オ その他必要な資料

(4) 当該計画等の案を附属機関またはこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）における審議または検討に付した場合にあつては、当該審議または検討の概要がわかる書類

県からの市町への情報提供については、「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」に十分留意してください。

(目的)

第1条 この要綱は、県民が県政の動きを的確に判断できる正確でわかりやすい情報を得られるよう、県の保有する情報を積極的に提供することにより、県民に対する県の説明責任を果たし、県政の透明性を高めるとともに、県民との対話と共感による県政の推進に資することを目的とする。

<以下省略>

(市町からの提案)

第6条 市町は、第3条各号に掲げるものに関し、県に対し提案を行うことができる。

【考え方】

市町は、前条の規定に基づく県からの意見聴取があるか否かにかかわらず、自らの判断で主体的に、県の計画等および県と市町に共通する自治の基本に関わる重要な事項について、県に対し、提案を行うことができることを定めています。

(自治創造会議および県市町調整会議の開催)

第7条 自治創造会議および県市町調整会議は、県または市町が必要と認めるときに調整して開催する。

2 自治創造会議は、必要があるときは、会議の議事に関係ある者の出席を求めることができる。

【考え方】

自治創造会議および県市町調整会議は、県または市町の担当部課が必要と認めるときに、第三者である事務局において調整し開催することを定めています。

自治創造会議は、知事と市町長の間で意見交換し、理解を深め、テーマを掘り下げることにはねらいがあることから、第三者からの意見も交えた幅の広い議論を行うために、学識経験者、住民代表等の参画も必要に応じて予定されています。第2項はこのことを定めたものです。

滋賀県自治創造会議の設置について(平成18年(2006年)12月26日)

(関係者の出席)

第4条 会議に、次の各号に掲げる者の出席を求めることができる。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他会議が適当と認める者

(事務局)

第8条 自治創造会議および県市町調整会議の事務局は、滋賀県総務部自治振興課、滋賀県市長会事務局および滋賀県町村会事務局が所掌し、庶務は、滋賀県総務部自治振興課において処理する。

【考え方】

自治創造会議および県市町調整会議の事務局は、県総務部自治振興課、県市長会事務局および県町村会事務局の三者が共管します。

(市町からの意見等の考慮)

第9条 県は、第5条および第6条の規定により市町から提出された意見および提案ならびに自治創造会議および県市町調整会議における議論を考慮して、計画等について意思決定を行うものとする。

2 県は、前項の規定により計画等について意思決定を行ったときは、市町に対して説明責任を果たすよう努めるものとする。

【考え方】

第1条に定める目的に鑑み、県の応答性と説明責任を定めています。

県は、計画等について意思決定を行うときは、市町から提出された意見、提案、自治創造会議および県市町調整会議における議論を考慮することが求められます。

県は、計画等について意思決定を行ったときは、市町の意見等を反映したしないにかかわらず、その説明責任を果たすよう努めることが求められます。

なお、意思決定に至る過程においても、本条の趣旨に鑑み、市町に対し十分な説明を行っていくことを意識しながら取組を進める必要があります。

(適用除外)

第10条 次に掲げる場合は、この申合せは適用しない。

- (1) 県の計画等の立案に際し、法令または条例の規定により市町への意見聴取が義務づけられている場合
- (2) 附属機関等において計画等の案に関しこの申合せに定める手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、県が計画等を立案する場合

【考え方】

(1) 県の計画等の立案に際し、法令または条例の規定により市町への意見聴取が義務づけられている場合

- ・ 法令または条例の規定により市町への意見聴取が義務づけられているものについては、これらの規定に基づき確実に意見聴取が行われることから、改めてこの申合せに定める手続を経る必要はないため、適用除外とします。



(例)

- ・ 地方自治法第252条の17の2第2項の規定に基づく条例による事務処理の特例に関する県から市町長への協議
- ・ 地方財政法第27条第2項の規定に基づく県が行う建設事業に対する市町の負担に係る意見聴取
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第5項の規定に基づく廃棄物処理施設に設置に関する市町からの意見聴取
- ・ 都市計画法第18条の規定に基づく県の都市計画の決定に対する市町からの意見聴取

- ・ なお、地方自治法第252条の17の2第2項の規定に基づく条例による事務処理の特例に関する県から市町長への協議のように、法令または条例上その具体的な方法が規定されていない場合には、対話システムに準じて行うことが考えられます。

(2) 附属機関等において計画等の案に関しこの申合せに定める手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、県が計画等を立案する場合

- ・ 「滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱」第10条の考え方を参考に定めています。

第10条 附属機関等において計画等の案に関しこの要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、実施機関が計画等を立案する場合その他計画等の立案に関しこの要綱に規定する事項について他に特別の定めがある場合は、この要綱の規定は適用しない。

第10条の考え方 (「滋賀県県民政策コメント制度の手引き」平成15年3月)

- (a) 県では、附属機関等(いわゆる審議会をいう。)の答申等を受けて意思決定をすることがありますが、附属機関等がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等を受けて県が意思決定を行う場合には、同様の案について手続を繰り返すことは、費用対効果の観点から望ましくないと考えられることから、県では改めてこの要綱の定める手続を経ないこととします。

(例)

- ・ 市町村の合併の特例等に関する法律第9条の規定に基づく自主的な市町村の合併の推進に関する構想は、市町合併推進審議会の答申を受けて立案したのですが、当該審議会では、関係市町長から直接意見聴取が行われ、その内容を踏まえて答申がなされました。

(その他)

第11条 この申合せに定めるもののほか、対話システムに関し必要な事項は、自治創造会議の構成員の協議により決定する。

【考え方】

対話システムに関し必要な事項は、自治創造会議の構成員である知事および市町長の協議により決定します。

付 則

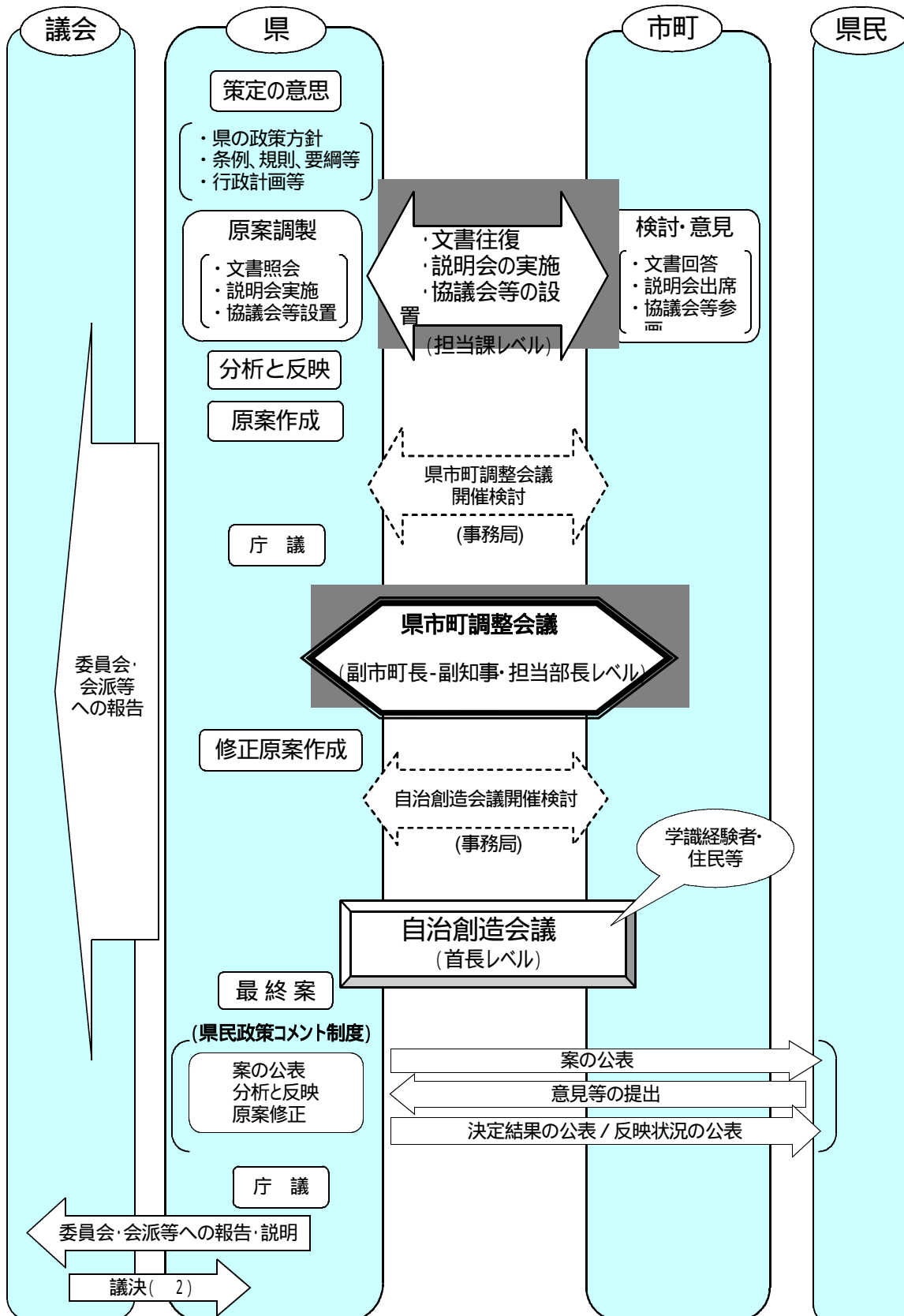
- 1 この申合せは、平成20年4月 日から施行する。
- 2 この申合せの施行の際、現に立案の過程にある計画等で、市町からの意見の提出および提案の機会を確保する手続を経たものについては、この申合せは適用しない。
- 3 平成18年12月26日付け滋賀県自治創造会議の設置についての申合せは、これを廃止する。

【考え方】

第2項は、この申合せの施行に当たっての経過措置を定めています。

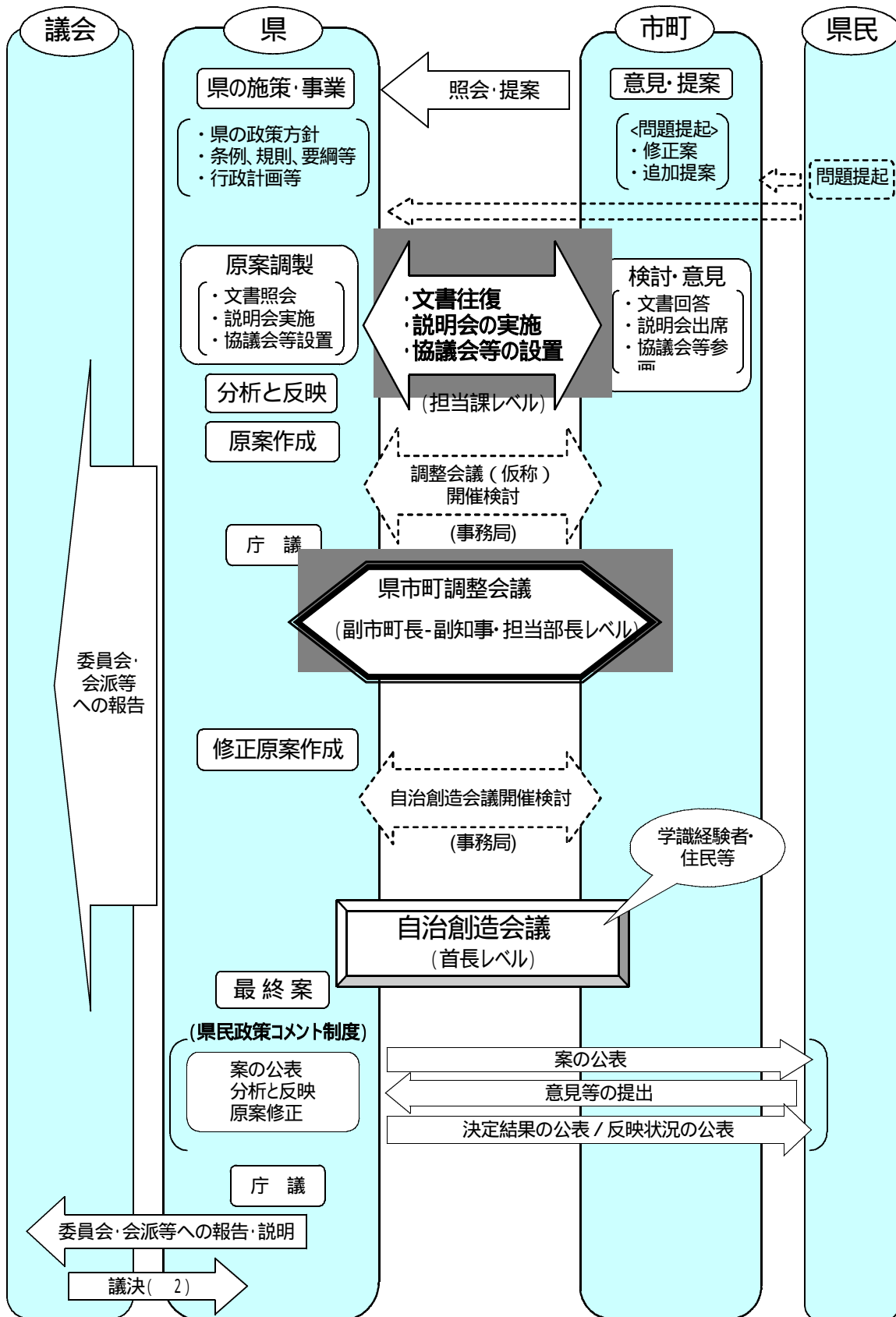
「滋賀県市町対話システム」はこれまでの対話システム(滋賀県自治創造会議)を改善し、構築するものであることから、この申合せの施行に伴い、滋賀県自治創造会議の設置についての申合せは廃止します。

対話システムによる手続きの流れ



内容、重要性等により自治創造会議、県市町調整会議からスタートすることもある  
2 議決の必要なものは、議決を求める

対話システムによる手続きの流れ(2)



内容、重要性等により自治創造会議、調整会議からスタートすることもある  
2 議決の必要なものは、議決を求める

## 担当部課における取組事例

県の担当部課においては、現に、次のような取組が行われています。

### 文書往復

\* 「滋賀県国民保護計画およびマニュアル」の策定(平成17年度)

- ・ 文書により意見聴取

\* 「滋賀県産業振興新指針」の改定(平成19～20年度)

- ・ 文書により意見聴取

### 説明会の実施および文書往復

\* 「滋賀県消防広域化推進計画」の策定(平成19年度)

- ・ 市町担当課長会議で説明し、文書により意見聴取

\* 第10次鳥獣保護事業計画の策定

- |            |  |
|------------|--|
| 平成19年4月20日 | 鳥獣行政市町担当者会議(全市町対象)を開催し、計画策定の年間スケジュールを説明            |
| 5月16日      | 計画(案)作成のため、鳥獣保護区の指定等に関して文書により意見照会                  |
| 10月5日      | 計画(案)について、文書により意見照会                                |
| 10月31日     | 市町からの意見を踏まえて修正した計画(案)について、文書により県の考え方を示すとともに、再度意見照会 |

(ただし、鳥獣保護区の指定等に関する意見照会については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第3項に基づくもの)

\* 「滋賀県地域ケア体制の整備に関する方針」の策定(平成19年度)

- |             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 平成19年11月20日 | 滋賀県地域ケア体制の整備に関する市町連絡会を開催し、方針(案)について説明 |
| 11月27日      | 方針(案)について、文書により意見照会                   |

## 説明会(意見交換会)の実施

### \* 県基本構想の策定

- |           |  |
|-----------|--|
| 平成19年5月9日 | 自治創造会議において、基本構想の考え方について、知事と市町長との間で意見交換                 |
| 7月19日     | 湖北(午前)、湖東および東近江(午後)の各振興局管内の市町に対し、素案を説明し、意見交換           |
| 24日       | 直轄および南部振興局管内の市に対し、素案を説明し、意見交換                          |
| 8月9日      | 市町側からの要請により、素案を説明し、意見交換<br>市町からの意見に対しては、県民政策コメントと併せて回答 |

## 協議会その他の検討の場の設置

### \* さらなる権限移譲検討部会

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>第1回～5回ワーキング(県：各部局次長、市：分権関係部次長、町：分権関係課長で構成。第3回目以降は、3グループに分かれて設置)において、権限移譲基本計画案を検討(平成17年度)</li><li>滋賀県市町パートナーシップあり方検討協議会(県：部次長5名、市町：助役10名、学識経験者4名で構成)で権限移譲基本計画案を確認後、第6回～8回ワーキング(県・市・町：各担当課長で構成。移譲対象市町ごとに設置。)において、権限移譲にあたっての共通的な課題と対応策および移譲時期等について整理(平成18年度)</li></ul> |
|---|

### \* 滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>委員には、学識経験者、文化活動者、公募委員で構成、委員として高島市長を委嘱</li><li>6回の検討会議を開催</li><li>報告書(素案)の段階で県民・市町へ意見照会</li><li>意見照会期間中に、フォーラムを開催し参加者(県民・市町職員)と意見交換</li></ul> |
|--|

### \* おうみ自治体ネット整備推進協議会

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>県および市町、一部事務組合で構成。事務局は県情報政策課で担当し、</li><li>県市町行政情報ネットワークである「おうみ自治体ネット」の運用管理、業務システムの研究や調達などを共同で実施</li><li>平成19年度は、県市町共有ファイルシステム導入の調整と調達、市町における電子申請システムの研究と調達方法を検討</li></ul> |
|--|

\* 滋賀県地域情報化推進会議

- ・ 県内の企業・大学・県市町で構成。事務局は県情報政策課で担当し、
- ・ 地域情報化進展のためのセミナーやシンポジウムの開催、IT活用の調査研究等の事業を市町等の意見を聞きながら実施
- ・ 県で進めている地域情報提供システムの構築に当たっては、同会議に設置した検討委員会(委員18人の内、市町職員7人)に基本方針の検討、取りまとめを委託

\* ワーキングチーム

- ・ 「緊急消防援助隊応援受援計画」(平成17年度)の策定過程において、県と各消防本部によるワーキングチームを設置し、意見交換

\* しが多文化共生推進会議

- ・ 多文化共生を推進するために必要な喫緊の課題の把握と県、市町、NPOや経済団体などの各主体の取組について検討を行うために意見交換
- ・ 事務局は、国際課で担当。構成委員15名のうち市町職員3名

\* 「湖南中部地域流域下水道連絡協議会」

「東北部地域下水道推進連絡協議会」

- ・ 両協議会は、県ならびに流域市町がその構成員となっており、市町の首長が委員、下水道担当課長が幹事となり、建設負担金、維持管理負担金の見直し等、流域下水道の促進にかかる調整を実施
- ・ 琵琶湖流域別下水道整備総合計画、流域下水道処理区別基本計画など、原案作成の段階で上記推進協議会において協議し、その意見を流総計画等に反映

\* 滋賀県流域治水検討委員会(行政部会)

(「まちづくり」「防災」の2ワーキンググループを併設)

- ・ 国(国交省琵琶湖河川事務所長)、県(関係10課長)および市町(大津市、彦根市、草津市、守山市、湖南市、高島市、竜王町、湖北町および高月町の副市町長等)の関係者で構成し、流域治水基本方針(平成20年度策定予定)を検討するにあたり、潜在的な水害の危険性を共有し、行政間での連携した実行性ある対策等を検討
- ・ 全市町、琵琶湖河川事務所、県庁内関係10課、各建設管理部および大津土木事務所の担当で構成する「まちづくり」および「防災」の2つのワーキンググループを併設

\* 湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会

- ・ 国(国交省琵琶湖河川事務所長)、県(関係 8 課室長)、市町(湖北地域 2 市 6 町副市町長等)の行政関係者および有識者等で構成し、洪水や土砂災害による被害を回避・軽減するためのソフト対策を協議

\* 滋賀県景観形成連絡協議会

- ・ 県(都市計画課長)および市町(各景観形成推進担当課長)で構成し、景観形成の推進に関する基本的な方向性について検討および調整

法令により市町への意見聴取が義務づけられているケースにおいても、次のような取組が行われています。

\* 第二次特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)の策定  
(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 7 条第 6 項)

平成19年 5月31日	第 1 回ニホンザル保護管理検討委員会において、計画の概要案を審議
7月10日	第 2 回ニホンザル保護管理検討委員会において、計画素案を審議
8月 2日	ニホンザル保護管理計画関係者検討会(関係市町担当課長をメンバーに含める。)において、計画素案を審議
8月20日	計画案について、県内市町および近隣府県に対し意見照会
9月21日	公聴会において、計画案について意見照会
10月 5日	第 3 回ニホンザル保護管理検討委員会において、計画案(最終案)を審議
10月24日	環境審議会において、計画案(最終案)を審議

\* 民生委員児童委員の定数決定および民生委員児童委員協議会を組織する区域の決定  
(民生委員法第 4 条および第20条第 1 項)

- ・ 文書により意見聴取  
(平成19年度(権限移譲していない栗東市、甲賀市、長浜市のみ))



\* 滋賀県医療費適正化計画の策定および滋賀県保健医療計画の改定

( 滋賀県医療費適正化の策定：高齢者の医療の確保に関する法律第9条第4項 )

( 滋賀県保健医療計画の改定：医療法第30条の4第11項 )

平成19年7月12日	医療審議会(市町代表の委員含む。)において、各計画の概要(策定趣旨、必要記載事項、策定スケジュール等)を審議
平成19年9月3日	医療審議会保健医療計画部会(市町代表の委員含む。)において、保健医療計画改定素案を協議
平成19年9月7日	医療審議会医療費適正化計画部会(市町代表の委員含む。)において、医療費適正化計画素案を協議
平成19年10月24日	医療審議会保健医療計画部会(市町代表の委員含む。)において、保健医療計画改定素案について2回目の協議
平成19年10月31日	医療審議会医療費適正化計画部会(市町代表の委員含む。)において、医療費適正化計画素案について2回目の協議
平成19年11月9日	医療審議会(市町代表の委員含む。)において各計画の最終案を審議
平成19年11月28日	各計画案について、県内市町の意見聴取(文書による意見照会)を実施(～12月28日)

\* 介護老人福祉施設の指定

(介護保険法第86条第3項)

- ・ 介護老人福祉施設の整備にあたり、社会福祉法人からの事業計画書提出に併せて、関係市町長より文書により意見聴取
- ・ 計画に変更等がない場合は、介護老人福祉施設の指定に際して関係市町からの意見聴取があったものとして、改めて意見聴取は行っていない。